

福岡県公報

平成20年4月28日
第2816号

目次

告示(第714号 - 第720号)

公共測量の実施	(県土整備総務課)	1
公共測量の終了	(県土整備総務課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
市の字の区域の変更	(市町村支援課)	2
町の字の区域の変更	(市町村支援課)	3
公 告			
意見募集の結果の公示	(薬務課)	3
意見募集の結果の公示	(薬務課)	3
選挙管理委員会			
政治団体の平成18年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	4
公安委員会			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部生活環境課)	4

告 示

福岡県告示第714号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(2級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大牟田市内	平成20年3月6日から 平成20年5月20日まで

福岡県告示第715号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区大字楠橋地内	平成20年3月31日

福岡県告示第716号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町妹川字奥多々羅959の2、字御手洗1153の1、1153の3、1153の8、1154の1から1154の4まで

2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第717号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字高松12648、字向へ18282の1、18282の4、18282の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第718号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町妹川字姥ヶ懐902、904の1、920の4、920の1（次の図に示す部分に限る。）、字東多々羅927の1、929の1、930の1、931の2、939の2、941の2、941の3、941の5、945の2から945の4まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第719号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、太宰府市長から太宰府市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、太宰府市通古賀土地区画整理事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字通古賀字関屋に編入する。

大字	字	地番
通古賀	久保田	143の1、144の1、144の3、145、146の1、146の3、147、148の1、148の5から148の7まで、148の9、166の3、167の2、167の3、167の7から167の9まで、168の1、168の2、169の1、169の2、171の1、171の2、173の2、173の3、173の5から173の7まで、173の9から173の11まで、174、175の1から175の4まで、180の1、180の3から180の10まで、181の1、182の1
通古賀	—	1521、1522、1523の2、1524、1525、1532、2016の3
国分	久保田	287の1、288の1、289の1、290の1から290の7まで、291、292、293の1、294の1、294の5、295の1、295の4、296、297の1、298の1から298の3まで、299の1、303の1、304の1、305の1、305の2、306
国分	—	1323の2、1325、1326の2、1507の2、1508の2、1509の2、1509の3

福岡県告示第720号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、みやこ町長からみやこ町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を犀川伊良原字古賀に編入する。

町	字	地番
犀川下伊良原	芋ヶ迫	2078
	宇津木	1922の2、1923の4から1923の6まで

室 屋	1924の1、1924の13、1924の15、1924の16、1925の7、1925の8、1925の11から1925の13まで
原田ノ谷	1883の2、1883の4、1892の2

公 告

公告

薬事法施行細則の一部を改正する規則案について、平成20年2月8日から平成20年2月22日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年3月31日に公布しました。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

保健医療介護部薬務課監視係

電話：092 - 643 - 3285

メールアドレス：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

「薬事法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間」の一部改正（案）について、平成20年2月13日から平成20年2月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年4月1日に改正しました。

平成20年4月28日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

保健医療介護部薬務課監視係

電話：092 - 643 - 3285

メールアドレス：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、浜岡みねさと後援会及び南筑後農政連の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成18年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成19年9月福岡県選挙管理委員会告示第137号）の一部を、次のとおり改める。

平成20年4月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成18年分収支報告書の要旨中、浜岡みねさと後援会の項を次のとおり改める。

632 浜岡みねさと後援会

報告年月日 平成19年02月08日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額		214,705円
ア 前年繰越額		214,705円
イ 本年収入		0円
(2) 支出総額		53,865円
(3) 翌年への繰越額		160,840円

2 収入・支出の内訳

(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費		53,865円
(ア) 組織活動費		53,865円
合計		53,865円

平成18年分収支報告書の要旨中、南筑後農政連の項を次のとおり改める。

918 南筑後農政連

報告年月日 平成19年03月27日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額		4,530,885円
----------	--	------------

ア 前年繰越額		2,939,262円
イ 本年収入額		1,591,623円
(2) 支出総額		2,176,254円
(3) 翌年への繰越額		2,354,631円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費	(2,805) 人	1,571,500円
イ 寄附		20,000円
(ア) 寄附（政党匿名寄附を除く）		20,000円
a 個人からの寄附		20,000円
カ その他の収入		123円
一件十万円未満のもの		123円

合計 1,591,623円

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費		2,176,254円
(ア) 組織活動費		2,176,254円
合計		2,176,254円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第127号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）に定める営業停止等について、処分基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成20年4月28日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

本改正は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第16号）及

び自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）の施行に伴うものであり、改正の内容が、行手条例第37条第4項第8号に規定する、他の法令の制定又は廃止に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準改正の日

平成20年4月17日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、生活環境課に備え置く。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています